

改

インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円

ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。

支持連結装置 1組(1歯根)につき 89 600円

上部構造材料 1歯につき 64,100円 脳死肝臓移植手術 1回につき 915,00 )円

腹腔鏡下前立腺摘除術 1回につき 401, 170円

(後略)



改

オ 高度先進医療料

インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円

ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。

支持連結装置 1組(1歯根)につき 89, 600円

上部構造材料 1 歯につき 6 4,1 0 0 円 脳死肝臓移植手術 1 回につき 9 1 5,0 0 0 円

腹腔鏡下前立腺摘除術 1回につき 401, 170円

生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、のう胞性肺繊維症又は肺のう胞症に係るものに限る。)

両肺 1回につき 3,461,930円 片肺 1回につき 2,778,310円

脳死肺移植手術(原発性肺高血圧症その他の肺・心臓移植関連学会協議会で承認された進行性肺疾患に係るものに限る。)

<u>両肺 1回につき 3,293,370円 片肺 1回につき 3,207,410円</u> (同 左) 附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。